

【総領事館からのお知らせ：海外在留邦人数等調査について】

平成25年10月14日(総13第25号)
在デンパサール日本国総領事館

外務省では毎年、海外に在留されている邦人の皆様方の実態調査を行い、緊急事態への対応を始めとする邦人保護など領事業務の基礎資料として活用させて頂いております。つきましては、本年も10月1日現在で同調査を行いますので、皆様方のご協力を賜りたく、ご多忙中恐縮ではありますが、10月25日(金)までに当館にご返信下さるようお願い申し上げます。

日系企業代表の方については2. の法人に関する調査票についても回答をお願いいたします。

記

1. 在留届を提出されている皆様各個人あてにEメール又はFAXによりこの調査依頼を送付しています。家族単位で回答をお願いいたします。

提出されている在留届に

- (1) 変更や追加等ない方

漢字でフルネームと「変更なし」のみご返信下さい(電話可)。

- (2) 変更や追加等のある方

漢字のフルネームと変更や追加の事項につき、回答をお願いします。携帯電話番号の変更等も含みます。

- (3) 既に帰国されている方

漢字でフルネームと帰国年月日をご返信下さい。正確な帰国日が判らない場合はおおよそでも結構です。

(注:形式は自由ですが、返信には必ず漢字でフルネームを記入してください。小さな変更は電話でも結構です。電子メールで送信した内容は第三者に読み取られてしまう可能性がありますのでご注意ください。)

2. 上記各個人の調査とは別に、日系企業の日本人職員代表者の方はお手数ですが日系企業に関する調査票(http://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/japan/document/02_01_02questionnaire_corporation_jp.xls)をご記入の上、返信下さいますようお願い致します。

問い合わせ先 : 在デンパサール日本国総領事館 (担当: 山上)
Consulate-General of Japan
住所 : Jl.Raya Puputan No.170 Renon,
POBOX.3432, Denpasar, Bali
電話 : (0361)227628
FAX : (0361)265066
Eメールアドレス : denpasar@dp.mofa.go.jp

ホームページ : http://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/index_jp.html

お願い

海外に3ヶ月以上滞在する場合には、旅券にも記載されていますが、居住地を管轄する領事館に在留届を提出しなければならないことになっています。在留届は、テロや自然災害等緊急事態発生の際の安否確認及び緊急連絡の必要が生じた場合等お重要な手掛かりとなりますので、お近くに未提出の方がおられましたら、当館に在留届を必ず提出して下さるようお伝え下さい。

以上